

# 平成29年度みちのくおとぎ街道インバウンド推進事業業務委託に係る 公募型プロポーザル方式 実施要領

## 1 目的

本要領は、「みちのくおとぎ街道インバウンド推進事業」業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務

### (1) 業務名

「みちのくおとぎ街道インバウンド推進事業」業務委託

### (2) 業務の概要

東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ東北地方の訪日外国人旅行者を回復させ、インバウンド観光の効果により東北観光の復興を加速化させるため、国の「東北観光復興対策交付金」を活用し、国道113号（二市二町）観光推進協議会の構成市町である宮城県白石市及び七ヶ宿町、山形県南陽市並びに高畠町が事業連携し、外国人旅行者向けの国道113号を活用した観光周遊ルート（通称：みちのくおとぎ街道）を確立することにより、二市二町のインバウンド観光誘客を促進すること目的とする。

### (3) 委託期間

契約締結の日から平成30年3月23日（金）まで

### (4) 業務委託内容

詳細は、「みちのくおとぎ街道インバウンド推進事業」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。なお、仕様書記載の内容については、今後、受託者と協議のうえ変更する場合がある。

### (5) 予算上限額（消費税及び地方消費税を含む）

本業務委託の予算額は、二市二町の合計額28,807千円であり、この予算額の範囲内で企画提案を行うこと。

ただし、本業務は3事業の構成となっており、それぞれの事業の予算額の範囲内とする。

|                 |     |          |          |
|-----------------|-----|----------|----------|
| ①プロモーション強化事業    | 予算額 | 二市二町の合計額 | 15,255千円 |
| ②受入環境整備事業       | 予算額 | 二市二町の合計額 | 1,728千円  |
| ③滞在コンテンツ充実・強化事業 | 予算額 | 二市二町の合計額 | 11,824千円 |

※本事業は二市二町が連携した一連の事業となるが、契約は各市町との契約締結になり、契約額は上記金額の等分した額となるので注意すること。

## 3 応募に関する事項

### (1) 応募資格

応募できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

ただし、下記①及び③において、二市二町の入札参加資格を求めるものではない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- ② 1 年以上引き続き業として当該提案募集又はこれに類する業務を営んでいること。
- ③ 二市二町の競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

## （2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- ⑤ プロポーザル審査会におけるプレゼンテーションを実施しなかったとき
- ⑥ 見積金額が予算上限額を上回るとき

## （3）その他

- ① 企画提案に関して必要となる費用の一切は、提案者の負担とする。
- ② 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位に限る。
- ③ 提案書を提出した後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、書面にて申し出ること。
- ④ 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ二市二町の承認を受けた場合はこの限りではない。

## 4 提出書類及び提出方法等

### （1）提出書類及び提出部数

- ① 参加表明書（様式第 1 号） 1 部
- ② 事業者概要書（様式第 2 号） 1 部
- ③ 企画提案書（任意様式） 1 2 部
  - ・企画書の提出は 1 社 1 案とする。
  - ・企画書は A 4 版横長の横書き（片面印刷）長辺をホチキスで綴じること。白黒、カラーは問わない。
  - ・企画書には、仕様書のと通りの事項を記載すること。
  - ・見積書は、当業務にかかる企画費、取材経費（交通費・宿泊費等）、人件費、製作諸費、編集費、諸経費等、必要と見込まれる経費は全て計上し、積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
  - ・見積価格は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額ならびに消費税及び地方消

費税抜き金額を明記すること。

(2) 提出期限

① 参加表明書（様式第1号）及び事業者概要書（様式第2号）

平成29年7月7日（金）

② 企画提案書

平成29年7月11日（火）

(3) 提出先

後記10 担当部局へ提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

① 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

② 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

## 5 企画にあたっての留意事項

(1) 一般的事項

ア 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

イ 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、事務局の指示に従うこと。

ウ 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

(2) 業務体制

ア あらかじめ、事務局と調整したスケジュールで行うこと。

イ 総括責任者を置くとともに、当該業務担当の業務従事者を確保すること。  
事務局からの指示はすべて総括責任者を通じて行うこととする。

(3) その他の留意点

ア 提出者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、提案者が負うものとする。

イ 提出者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、二市二町の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

## 6 企画提案書作成等に関する質問・問い合わせについて

(1) 企画提案書の作成にかかる質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第3号）」により行うこと。電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付けない。

(2) 質問書の提出はFAXまたは電子メールにより行うものとし、「10 担当事務局」あてに送信すること。

なお、送信後に、電話により確実に送信されていることを確認すること。

(3) 質問書の提出期限は、平成29年6月30日（金）午後1時00分までとする。

(4) 質問に対する回答は、平成29年7月5日（水）までに高島町ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみFAXまたは電子メールにて回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

## 7 審査会の開催（プレゼンテーション及び審査の実施）について

(1) 審査会期日 平成29年7月13日（木）

※集合時間及び場所は、参加表明書〆切後、別途連絡する。

(2) 審査方法

上記4（1）③により提出された企画提案書をもとに、各社によるプレゼンテーションを実施し、審査会において本事業に最も適切である1社を選定する。

- ① 提案者が多数となった場合は、書類審査による第1次選考を実施する場合がある。
- ② 時間は1社プレゼンテーション20分間の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。
- ③ 出席人数は1社3名以内とする。
- ④ プレゼンテーションの説明資料は、企画提案書に限定し、追加資料の配布は認めない。

(3) 審査基準

審査基準は以下のとおりとし、本事業の目的を達成するための事情を総合的に評価し、選定するものとする。

- ① 提案者の実績及び遂行能力
  - ・インバウンド事業の業務経験と実績があり、本事業の完遂能力に問題はないか。
  - ・完遂できる業務スケジュールと業務受託体制がとられているか。
- ② みちのくおとぎ街道への誘客
  - ・本事業によりみちのくおとぎ街道への継続した誘客を期待できるか。
  - ・台湾メディアやエージェント等との持続可能な関係性を構築できるか。
- ③ 情報発信
  - ・国内外への効果的な情報発信が期待できるか。
  - ・情報発信の方法や情報発信媒体は妥当か。
- ④ 地域活性化
  - ・本事業を通し、地域の活性化につながる仕組みがあるか。
  - ・地域でのインバウンド観光の機運を高める取組みはあるか。
- ⑤ 見積額の妥当性
  - ・見積額の積算内容が妥当なものであるか。
  - ・内容と比較して経済的な見積額であるか。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、審査会の翌日以降、全企画提案者に郵送で通知する。

## **8 契約の締結**

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受託者の決定

プロポーザル審査会において決定した受託候補者を優先交渉者とし、二市二町と提案者で協議のうえ行うものとし、予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

(2) 契約書の作成

二市二町と受託候補者で協議した上で契約書を作成する。

(3) 支払条件

支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとし、前金払は行わないこととする。

(4) その他契約に関する事項

契約時における仕様は、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、二市二町と受託者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

## **9 その他**

- ① この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- ② 提出された企画提案書は返却しない。
- ③ 提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。
- ④ 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- ⑤ 本業務により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、二市二町に帰属するものとする。

## **10 担当事務局**

山形県高島町 商工観光課 観光交流係

住所：〒992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436

電話：0238-52-4482 F A X：0238-52-1543

電子メールアドレス：syoukan@town.takahata.yamagata.jp